

令和7年度

松戸市農商工連携促進事業補助金

補助要領

(令和7年4月1日現在)

松戸市 経済振興部 商工振興課

目 次

ページ

1 事業の目的・補助対象事業についてP. 1
2 補助対象事業者についてP. 1
3 補助金額及び上限額についてP. 1
4 補助対象経費についてP. 2
5 手続きの流れについてP. 3
6 提出書類についてP. 4
7 補助事業者の義務等P. 4
8 その他P. 4
9 提出書類等の様式についてP. 5

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

新産業及び新技術の創出の促進及び育成を図ることで、本市の活力ある地域社会の発展を推進することを目的としています。

(2) 補助対象事業

① 新商品開発事業

農商工連携促進事業による新商品の研究又は開発を行う事業

② 販路開拓事業

農商工連携促進事業による新商品の販路開拓を行う事業

※開発された時から5年以内のものに限る

※農商工連携促進事業とは・・・

中小企業者等と農林漁業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って新しい商品の開発・提供、販路の拡大などに取り組む事業

2. 補助対象事業者について

市内農林水産物を活用した農商工連携促進事業を行う団体であって、以下の

(1)～(2)全ての要件を満たす必要があります。

(1) 市内に事業所を有すること

(2) 構成員として中小企業者及び農林漁業者がそれぞれ1者以上含まれていること

3. 補助金額及び上限額について

補助金額：補助対象経費の合計額の2分の1以内の額

補助上限額：10万円

※補助金の交付は、一の補助対象者当たり1年度につき1回とします。

4. 補助対象経費について

◇新商品開発事業

補助対象経費	
原材料費	研究又は開発のために使用する原材料、消耗品等の購入に要する費用
機材費	研究又は開発のために使用する機械装置、工具、器具等の購入に要する費用
施設借上費	研究又は開発のために使用する施設の借上げに要する経費
賃金	研究又は開発のために雇用する者に要する費用。ただし、臨時的なものに限る。
外注加工費	研究又は開発の対象となる物に係る加工の外注に要する費用
委託費	補助対象者が行う研究又は開発の一部を、大学等に委託するために要する費用
関連経費	上記以外で、研究又は開発のために必要な市場調査、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等に要する費用。ただし、食糧費、交際費及び旅費を除く。

◇販路開拓事業

補助対象経費	
施設使用料	展示会等の開催及び展示会等への出展に要する施設使用料等
会場装飾費	展示会等の会場の装飾に要する費用
搬送費	展示会等への出展に要する運搬費
賃金	展示会等への出展のために雇用する者に要する費用。ただし、臨時的なものに限る。
専門家謝金	専門家による指導を受ける場合に要する謝金
委託費	各種調査、販売戦略の検討等の委託に要する費用
広告宣伝費	広告掲載、パンフレット等の製作及び展示会等用の模型製作に要する費用

5 手続きの流れについて

- (1) 本補助金の交付を希望する場合には、商工振興課に①事前相談にお越しください。
 - (2) 事前相談後、事業開始前に②補助金交付申請の手続きを行ってください。
 - (3) ②補助金交付申請の年度内に事業を完了させ、③補助金実績報告の手続きを行ってください。※事業の完了が翌年度になる場合は、補助対象外となります。
 - (4) ③補助金実績報告完了後、④補助金交付請求手続きを行ってください。
- ※(3)及び(4)は同時に手続きすることも可能です。

	手続き	提出書類
(1)	①事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が分かる書類 ・対象経費の見積書 等
↓		
(2)	②補助金交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書(第1号様式) ・事業計画書(第1号様式 添付書類) ・補助条件等に関する誓約書(第1号様式 添付書類) ・対象経費の見積書 等
↓ ※交付決定通知の送付		
(3)	③補助金実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書(第3号様式) ・事業報告書 ・対象経費の領収書 ※交付決定日以降のもの ・事業内容がわかる写真 等
↓ ※確定通知の送付		
(4)	④補助金交付請求	<ul style="list-style-type: none"> ・交付請求書(第5号様式) ・委任状 ※必要な場合のみ

6 提出書類について

- ①提出に際しては、本補助要領による様式を必ず使用するとともに、用紙の大きさはA4版で統一してください(各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません)。
- ②交付申請書類や実績報告書類を提出していただいた後に、必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。
- ③提出された書類は返却いたしませんのでご注意ください。

7 補助事業者の義務等

- ①本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項の他、松戸市補助金等交付規則及び松戸市農商工連携促進事業補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。
- ②補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。

8 その他

- ① 補助金の支払いは、補助金実績報告書の提出後、市が額を確定した後の精算払いとなります。
- ② 本補助金は、市や他の機関が助成する他の制度(当該補助事業以外の補助金等)と内容が重複した交付の申請は認められませんのでご注意ください。内容が重複しない他の補助制度との併用を妨げるものではありません。
- ③ 提出いただいた書類の取扱いについて
本制度では、提出いただいた書類の取り扱いが厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

9 提出書類等の様式について

- (1) 松戸市農商工連携促進事業補助金交付申請書【第1号様式】
- (2) 松戸市農商工連携促進事業補助金事業計画書【第1号様式 添付書類】
- (3) 松戸市農商工連携促進事業補助金実績報告書【第3号様式】
- (4) 松戸市農商工連携促進事業補助金事業報告書【第3号様式 添付資料】
- (5) 松戸市農商工連携促進事業補助金交付請求書【第5号様式】

第1号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市農商工連携促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)松戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

松戸市農商工連携促進事業補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 添付書類

【第1号様式 添付書類】

松戸市農商工連携促進事業補助金事業計画書

年 月 日

1. 申請者について

団体名		
代表者 役職・氏名		
担当者	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : E-mail :
市内事業所所在地		〒
設立年月日		年 月 日
事業内容		

2. 申請者の構成員について

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	業種、 生産物等
中小企業者			
農林漁業者			
その他			

3. 補助事業について

名称	
区分	<input type="checkbox"/> 新商品開発事業 <input type="checkbox"/> 販路開拓事業
内容	

4. 補助事業の実施期間

開始予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

5. 申請額の内訳

(単位：円)

経費種目	補助事業に要する 経費	うち補助対象経費	交付申請額
その他			
計			

6. 補助事業の収支予算

(単位：円)

収 入		支 出	
項目	予算額	項目	予算額
自己資金			
借入金			
その他			
松戸市農商工連携促進事業補助金			
上記以外の補助金 ()			
計		計	

交付条件等に関する誓約書

◆ 申請に該当する下記の条件について確認・承諾したものを□にチェックしてください。

- 市内に事業所を有しています。
- 構成員として中小企業者及び農林漁業者がそれぞれ1者以上含まれています。
- 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市へ報告します。
- 当補助金と内容が重複する他の補助金との併用はしません。
- 事業の状況について、市が指定する方法により報告します。
- 補助金の交付決定を受けた場合には、市のホームページなどを通じて公表して構いません。
- 暴力団もしくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者は運営に関与していません。
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者は、運営に関与していません。
- 会社法第475条若しくは第644の規定による清算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされていません。
- 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業性風俗関連特殊営業の事業ではありません。
- 宗教活動又は政治活動を目的としている事業ではありません。
- 公序良俗に反する事業ではありません。

・上記記載事項及び申請内容に虚偽はなく、申請要件を満たしていることを誓約いたします。また、本申請に基づき証明すべき事実について、確認が必要となった場合、庁内関係部署、国、千葉県または千葉県警察本部等関係機関に照会することに承諾します。

・本補助金の対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還することに応じます。

名 称

代表者氏名 _____ 印

第3号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市農商工連携促進事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)松戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった松戸市農商工連携促進事業補助金について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業費 円
- 2 交付決定額 円
- 3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付書類

4. 補助事業の実施期間

開始日	年	月	日
完了日	年	月	日

5. 決算額の内訳

(単位：円)

経費種目	補助事業に要する 経費	うち補助対象経 費
計		

6. 補助事業の収支決算

(単位：円)

収 入		支 出	
項目	決算額	項目	決算額
計		計	

第5号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市農商工連携促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)松戸市長

	住	所	
申請者	名	称	
	代表者氏名		印

年 月 日付け第 号で額の確定のあった松戸市農商工連携促進事業補助金について、松戸市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円